

これからの家族と子の利益のあり方を考える —改正家族法施行を迎えるにあたって—

【日 時】 2025年12月20日(土) 午後1時30分～午後4時30分

【場 所】 弁護士会館2階講堂「クレオ」A(東京都千代田区霞が関1-1-3)

当日、Zoomウェビナーによる配信も行います。

※会場参加・Zoomウェビナー参加のいずれも事前登録制

【参加費】 無料

【参加方法・申込期限】 事前申込制(下記のリンク/URLから)

申込期限:2025年12月12日(金)午後5時

【参加対象】 どなたでもご参加いただけます

【内容】

離婚後の選択的共同親権導入に関する改正民法は、2026年(令和8年)5月までに施行されることが予定されています。長きにわたって離婚制度の基本であった単独親権に加え、共同親権も選択が可能となることにより、家族法実務家はもちろんのこと、社会全体において、改正法への対応が迫られることとなります。本シンポジウムでは、現代における家族や結婚・離婚のあり方、親子関係のあり方を紐解きつつ、父母の離婚と子どもの養育に関する改正法の内容と背景にある考え方を踏まえ、改正法施行後の家事事件実務における課題や運用について理解を深めたいと考えています。

ぜひご参加ください。

【プログラム】

■ 第1部 基調講演 ■

「『未完の課題』としての家族:変化する家族と司法の役割」 筒井淳也氏(立命館大学産業社会部教授)

■ 第2部 家事法制委員会によるドイツ調査報告 ■

家事法制委員会委員 白井由里弁護士

■ 第3部 パネルディスカッション ■

「これからの家族と子の利益のあり方とは～多角的な視点から考える～」

パネリスト

筒井淳也氏(立命館大学産業社会学部教授)

直原康光氏(大阪大学大学院人間科学研究科講師、元家裁調査官)

家事法制委員会委員 竹内裕美弁護士

コーディネーター

家事法制委員会委員 小泉朋子弁護士



【申込方法】

以下のリンクまたは二次元コードからお申し込みください。

申込期限内にお申し込みいただいた方にZoomウェビナーの開催情報をお知らせします。

申込期限:12月12日(金)午後5時 ※事前登録制(事前登録のない方は当日来館しても入場できません)

なお、誠に勝手ながら、事前申込者数が定員に達し次第、申込受付を終了いたしますので、その旨、ご了承ください。

【注意事項】当日、何らかの理由で通信が中断し、復旧困難となった場合には、やむを得ずシンポジウムを中止する可能性があります。また、PC環境・通信状況等の不具合について日弁連では責任を負わず、またサポート対応等も行いかねますので、予めご了承ください。



URL:<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/kajisympm/kaji2025/>

問い合わせ先 日本弁護士連合会法制第一課

電話 03-3580-9843

日本弁護士連合会では、家事法制シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、シンポジウムの様子の録音・録画を行っております。録音・録画した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍のほか、日本弁護士連合会のウェブサイト、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。参加者個人での録音・録画・キャプチャーなどを利用した記録や二次使用は固くお断り申し上げます。